

令和6年度特定健診実施率向上対策事業委託仕様書

1 業務の目的

国民健康保険における特定健康診査（以下、特定健診）の実施率が60%に達していない宮崎県内市町村において、被保険者の健康の保持増進を図るためには、できる限り多くの被保険者の健康状態を把握し、保健事業につなげることが不可欠であることから、過去の健診受診歴や健診結果等のデータを活用し、特定健診の未受診者に向けた効率的・効果的な施策を立案し、実施することで特定健診実施率の向上を図る。

2 業務の名称

令和6年度特定健診実施率向上対策事業

3 委託期間

契約を締結した日から令和7年3月31日（月）まで

4 事業対象市町村

特定健診実施率令和3年度実績値で60%に達していない以下の21市町村を想定。

	市町村名	特定健診対象者数	実施率
1	宮崎市	59,319人	28.1%
2	都城市	25,469人	46.6%
3	延岡市	19,916人	39.8%
4	日南市	8,810人	37.6%
5	小林市	8,151人	42.7%
6	日向市	9,491人	33.8%
7	串間市	3,533人	34.6%
8	西都市	6,224人	35.5%
9	えびの市	3,775人	42.3%
10	三股町	3,724人	42.0%
11	高原町	1,882人	41.3%
12	国富町	3,819人	25.6%
13	綾町	1,506人	44.2%
14	高鍋町	3,445人	40.2%
15	新富町	3,020人	40.1%
16	木城町	907人	50.4%
17	川南町	3,146人	41.7%

18	都農町	2,207人	45.4%
19	門川町	2,930人	35.7%
20	高千穂町	2,518人	55.5%
21	五ヶ瀬町	790人	54.1%

5 業務委託の内容

(1) 事業計画書の作成

契約締結後、速やかに事業計画書を作成する。計画は企画提案した内容に基づくものとし、市町村ヒアリングの時期、受診勧奨の実施時期、宮崎県（以下「県」という。）からのデータ提供希望時期など詳細なスケジュールを記載すること。

(2) 受診勧奨前のデータ分析

県及び参加市町村が提供するデータ等について、効率的・効果的な受診勧奨を実現するためのデータ分析業務を行う。

ア 受診勧奨すべき対象者の選定

データ分析により、健診対象者ごとの健診受診の予測値を算出する等し、受診勧奨すべき対象者を選定する。

イ 受診勧奨対象者の分類

アにより選定した「受診勧奨すべき対象者」を、人工知能等を用いて分析し、対象者の特徴別にグループに分類する。

ウ 受診勧奨対象者の決定

健診対象者の特性を踏まえ、①受診勧奨すべき対象者を特定し、②その対象者が属するグループに適した受診勧奨メッセージを作成する。これに対する参加市町村の合意をもって、受診勧奨対象者を最終決定する。

(3) 受診勧奨業務

受診勧奨対象者の抽出方法を県に提示し了解を得た後、対象者に対し次のとおり受診勧奨を実施する。なお、県から除外対象者が示された場合には、その者は対象者から除外する。

ア 印刷発送の回数

年度内2回以内

イ 通知物の内容

対象者の過去の受診の状況の傾向や問診結果などを分析し、特性に応じて内容を変えるなど効果的な通知内容とする。また、通知物（受診勧奨用資材）については、ナッジ理論を踏まえ、勧奨対象者の特性に合わせた個別具体的な通知物とする。

ウ 通知物の印刷

圧着形式のハガキ又はリーフレット、単版はがき形式等で通知物を印刷する。また、県及び対象市町村が提供する情報を基に送付対象者の郵便番号、宛先、宛名を印刷する。

エ 通知物の宛名印字、送付等

宛名印字に関しては漢字またはカナ印字で行う。また、漢字印字を行う際、外字対応ができない場合は原則カナ印字で発送対応を行う。

送付については、送付先の誤り等がないよう個人情報保護について適切な処置がされた方法のうち、最小限の費用で実施できる方法を選定すること。

オ 通知物の校正

通知物の印刷内容に関して、対象市町村に事前に校正の確認を行う。

カ 受診勧奨対象者の最終決定

対象市町村が提供する既健診受診者などの通知除外対象者となる情報を基に、最終的な勧奨対象者に発送を行う。除外対象者の情報は、原則発送日の2週間前までの授受とする。それ以降の勧奨対象者の変更は行わない。

キ 発送リストの提出

通知文書の発送前に対象者リストを作成し、対象市町村に提出する。

ク サンプル納品

通知物発送後速やかに、県及び対象市町村に対しサンプルを納品する。

(4) 受診勧奨実施結果の分析・報告業務

委託期間が終了するまでに、委託期間中の最新の受診結果データに基づく、受診勧奨事業実施による受診率の変化等について効果検証を実施し、その結果を報告する。

上記効果検証を基に、次年度以降に実施すべき受診勧奨業務の有効な施策について、提案を行う。

(参考)

令和5年度本事業における参加市町村の分析等を通して、本県の課題は以下のとおり。

ア 医療機関通院中で未受診者の割合が高いこと

未受診者のうち約3割の方が医療機関通院中である結果であった。

イ 40～50代の実施率が低いこと

60～70代の対象者と比較して、40～50代の健診実施率が低い傾向にあった。

ウ 健診の継続受診者が少ないこと

毎年継続して健診を受診している方の割合は、他県と比較し低い傾向であった。

6 提供可能なデータ

県及び参加市町村から提供可能なデータは下記のとおりとする。

(1) 下記以外に希望するデータがある場合は、県と協議し提供の可否を決定する。

ア 特定健診受診者データ（過去5年分）

イ 通知文書送付用宛名データ

ウ 通知文書送付用特定健診受診済者データ（令和6年度分）

エ 受診勧奨業務除外対象者データ

特定健診受診者データについては、国保連合会特定健診データ管理システム及びKDBシステムで出力可能な各種ファイルの標準レイアウトとする。その他のデータファイルの内容、レイアウト等については県及び参加市町村と受注者が協議して決定する。

(2) データの提供方法は以下のとおりとする。

ア データの提供に当たっては、原則として、市町村から受注者へL G W A Nを通じて提供するものとする。

イ アの運用ができない場合は、受注者が決定するセキュリティの担保されたファイル共有サービス、または追跡可能な配送サービス（レターパック、書留、特定記録郵便、ゆうパック等）の利用により参加市町村・受注者間でデータの授受を行う。

ウ ア、イとも運用ができない場合または安全面を考慮した場合は、県・受注者協議の上、個別に提供方法を定める。

7 個人情報保護

個人情報等の取扱いについては、契約締結時に取り交わす「個人情報取扱特記事項」によるものとする。

8 留意事項

- (1) 本事業の実施にあたっては、厚生労働省の都道府県国保ヘルスアップ支援事業を財源として活用することを想定しているため、当該交付金の活用を前提とした企画を提案すること。
- (2) 本事業の実施にあたっては、県及び関係機関（宮崎県国民健康保険団体連合会、市町村等）と十分な連携を図ること。
- (3) 通知物が、宛先人不明等の理由から不着として受注者に返送された場合、委託業務完了後に原則廃棄を行う。